

令和2年9月11日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

I H調理器に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
（うちIH調理器1件、換気扇1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
（うち自転車1件、ヘアドライヤー1件、運動器具1件、
電気圧力鍋1件、電動アシスト自転車1件、電気洗濯機1件、
延長コード1件、花火（手持ち花火）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社日立ホームテック（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）が製造したIH調理器について（管理番号：A202000416）

①事象について

異臭がしたため確認すると、株式会社日立ホームテック（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社（法人番号：8010401057011））が製造したIH調理器から発煙し、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品のノイズフィルタ基板のフィルムコンデンサーに不具合があったため、長期間使用することにより劣化して、発熱し発煙に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2013年（平成25年）3月5日にプレスリリース及びホームページへの情報掲載を行うとともに、購入者へのダイレクトメールの送付などを順次実施し、対象製品について無償部品交換を実施しています。

③対象製品：ブランド名、対象型式、製造期間、対象台数

ブランド名	対象型式	製造期間	対象台数
株式会社日立ホームテック （現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）	HTC-MA4	1993年～1997年	2,799
	HTC-MB4	1995年～2001年	6,340
	HTC-MC4	1999年	562
	HTW-4DA	1999年～2001年	6,221
	HTW-4DAS	2000年	155
	HTW-4SA	1999年～2001年	8,278
九州変圧器株式会社（現株式会社キューヘン）	HTW4DA-Y	2000年	265
	HTW4SA-Y	2000年	79
積水化学工業株式会社	CHCB3H1	1999年～2001年	1,280
	CHCB3S1	1999年～2001年	560
合 計			26,539

2013年（平成25年）3月5日からリコール（無償部品交換）を実施
改修率：71.4%（2020年8月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2014年度	0	—
2019年度	0	—	2013年度	0	—
2018年度	0	—	2012年度	3	火災
2017年度	0	—	2011年度	1	火災
2016年度	0	—	2010年度	0	—
2015年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202000416）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

対象型式：HTC-MA4



対象型式：HTC-MB4、HTC-MC4



対象型式：HTW-4DA 他



○の部分に型式が表示されています。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

日立 IH クッキングヒーター受付センター

電話番号：0120(572)882

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・年末年始、事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：<https://kadenfan.hitachi.co.jp/support/information/ht/index.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000416	令和2年8月17日	令和2年9月8日	IH調理器	HTW-4DA	株式会社日立ホームテック(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙し、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。 事故原因は、現在調査中であるが、当該製品のノイズフィルタ基板のフィルムコンデンサーに不具合があったため、長期間使用することにより劣化して、発熱し発煙に至ったものと考えられる。	広島県	令和2年9月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成25年3月5日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:71.4%
A202000421	令和2年8月5日	令和2年9月9日	換気扇	LF-400DC	日本住環境株式会社	火災	火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	北海道	令和2年8月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000412	令和2年7月21日	令和2年9月7日	自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品に乗車しようとしたところ、転倒し、右足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月1日
A202000413	令和2年8月4日	令和2年9月7日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品内部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月17日
A202000414	令和2年6月22日	令和2年9月7日	運動器具	重傷1名	当該製品を使用中、バランスを崩し、転倒、手首を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月26日
A202000415	令和2年7月25日	令和2年9月8日	電気圧力鍋	重傷1名	当該製品で調理中、蒸気等が噴き出し、臀部に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月24日
A202000417	平成18年1月21日	令和2年9月8日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月3日
A202000418	令和2年8月16日	令和2年9月8日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	青森県	令和2年9月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000419	令和2年8月25日	令和2年9月8日	延長コード	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から45年以上経過した製品
A202000420	令和2年5月9日	令和2年9月9日	花火(手持ち花火)	重傷1名 軽傷1名	当該製品に点火後、当該製品の後方より火が噴き出し、2名が右手に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月25日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

換気扇（管理番号：A202000421）

